

松戸市管理道路の舗装復旧図集

松戸市 建設部

道路維持課

令和7年度

松戸市道路工事舗装種別表

路線名称	舗装種別	対象路線		舗装構成
主要幹線 1級市道	N 6 (旧 C 交通)	都市計画道路区分 3-1-○幅員 40m以上 3-2-○幅員 30m以上 40m未満 3-3-○幅員 22m以上 30m未満	主要幹線 1 級 市道舗装構成 一覧表による	舗装構成図①
	N 5 (旧 B 交通)	都市計画道路区分 3-4-○幅員 16m以上 22m未満 3-5-○幅員 12m以上 16m未満 3-6-○幅員 8m以上 12m未満		舗装構成図②
主要幹線 2級市道	N 5 (旧 B 交通)	主要幹線 2 級		舗装構成図③
	N 4 (旧 A 交通)	市道舗装構成一覧表による		舗装構成図④
一般市道	N 5 (旧 B 交通)	一般市道（工業専用地域、準工業地域）		舗装構成図⑤
	N 3 (旧 L 1 交通)	一般市道		舗装構成図⑥
一般歩道	アスファルト舗装	一般部		舗装構成図⑦
		車両出入口部（車両の出入りが比較的少ない箇所）		舗装構成図⑧
		車両出入口部（不特定多数の出入庫がある箇所）		舗装構成図⑨
	ブロック舗装	一般部		舗装構成図⑩
		車両出入口部		舗装構成図⑪

舗装構成一覧表 主要幹線1級市道①

路線名	場 所		舗装構成区分 ※一部特殊舗装
	起 点	終 点	
主一1-1	古ヶ崎 838-1	横須賀 464	N 5 (旧 B 交通) ※
主一1-2	馬橋 1844-1	西馬橋幸町 123	N 6 (旧 C 交通)
主一1-3	二ツ木 1782-1	三ヶ月 1277	N 6 (旧 C 交通)
主一1-4	小金きよしヶ丘 1丁目 7-3	馬橋 102-2	N 5 (旧 B 交通)
主一1-5	幸谷 124-1	横須賀 675	N 6 (旧 C 交通) ※
主一1-6	東平賀 19-1	大金平 432-2	N 5 (旧 B 交通) ※
主一1-7	小金きよしヶ丘 3丁目 11-5	小金きよしヶ丘 1丁目 2-14	N 5 (旧 B 交通)
主一1-8	八ヶ崎 1027-1	小金原 6丁目 13	N 5 (旧 B 交通)
主一1-9	小金原 1丁目 34-6	金ヶ作 202-1	N 5 (旧 B 交通) ※
主一1-10	二ツ木 339-7	常盤平 17-10	N 6 (旧 C 交通) ※
主一1-11	八ヶ崎 321-2	八ヶ崎 476-1	N 6 (旧 C 交通)
主一1-12	馬橋 3073	馬橋 3003	N 5 (旧 B 交通)
主一1-13	千駄堀 1863	千駄堀 1844	N 6 (旧 C 交通)
主一1-14	上本郷 3丁目 4060	千駄堀 1831	N 5 (旧 B 交通)
主一1-15	上本郷 900-5	上本郷 1丁目 3000	N 5 (旧 B 交通)
主一1-16	南花島 3丁目 41-35	日暮 382-1	N 5 (旧 B 交通)
主一1-17	稔台 660-1	日暮 165	N 6 (旧 C 交通) ※
主一1-18	常盤平 9-2	常盤平 24-10	N 6 (旧 C 交通) ※
主一1-19	常盤平 18-3	常盤平 1-1	N 5 (旧 B 交通) ※
主一1-20	六高台 2丁目 47	六高台 8丁目 1	N 6 (旧 C 交通)
主一1-21	五香六実 616	六高台 56	N 5 (旧 B 交通)
主一1-22	常盤平 21-11	松飛台 521-2	N 5 (旧 B 交通)
主一1-23	岩瀬 151-4	串崎新田 187-4	N 5 (旧 B 交通) ※
主一1-24	紙敷 736-2	紙敷 705-2	N 5 (旧 B 交通)
主一1-25	三矢小台 3丁目 9-11	二十世紀が丘梨元町 109	N 6 (旧 C 交通) ※
主一1-26	小山 333-1	小山 25-1	N 5 (旧 B 交通)

※一部特殊舗装・排水性舗装（協議により復旧方法を定める）

舗装構成一覧表 主要幹線1級市道②

路線名	場 所		舗装構成区分 ※一部特殊舗装
	起 点	終 点	
主一1-27	松戸 1048-1	松戸 1766-1	N 5 (旧 B 交通)
主一1-28	松戸 1177-1	松戸 1178-3	N 5 (旧 B 交通)
主一1-29	本町 12-11	松戸 2160-2	N 5 (旧 B 交通)
主一1-30	岩瀬 150-4	根本 13-1	N 5 (旧 B 交通)
主一1-31	竹ヶ花 208-1	松戸 1368-7	N 5 (旧 B 交通) ※
主一1-32	南花島 2丁目 21-1	古ヶ崎 2丁目 3240-4	N 5 (旧 B 交通)
主一1-33	五香六実 699-2	高柳新田 97-9	N 5 (旧 B 交通)
主一1-34	八ヶ崎 477-1	千駄堀 1113-11	N 6 (旧 C 交通) ※
主一1-35	日暮 5丁目 500	河原塚 313-1	N 6 (旧 C 交通)
主一1-36	秋山 112-15	秋山 111-1	N 5 (旧 B 交通)
主一1-37	和名ヶ谷 30-2	和名ヶ谷 685-1	N 6 (旧 C 交通)
主一1-38	紙敷 128	紙敷 374-1	N 6 (旧 C 交通) ※
主一1-39	紙敷 447-1	紙敷 131-1	N 5 (旧 B 交通)
主一1-40	紙敷 1010-1	紙敷 1154-5	N 5 (旧 B 交通)
主一1-41	幸谷 72-5	二ツ木 336-1	N 6 (旧 C 交通) ※
主一1-42	八ヶ崎 8丁目 16	八ヶ崎 8丁目 35	N 6 (旧 C 交通)
主一1-43	河原塚 253-1	紙敷 105-3	N 6 (旧 C 交通)
主一1-44	新松戸東 5-9	幸谷 728-1	N 5 (旧 B 交通)
主一1-46	幸谷 129-8	幸谷 94-1	N 6 (旧 C 交通) ※

※一部特殊舗装・排水性舗装（協議により復旧方法を定める）

舗装構成一覽表 主要幹線 2 級市道①

路線名	場 所		舗装構成区分 ※一部特殊舗装
	起 点	終 点	
主一 2 - 1	馬橋 3395	馬橋 1796-1	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 2	主水新田 536-6	西馬橋幸町 23	N 5 (旧 B 交通)
主一 2 - 3	主水新田 341-3	西馬橋蔵元町 79	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 4	主水新田 186	七右衛門新田 218	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 5	新松戸 52	旭町 4 丁目 1242	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 6	横須賀 279-1	馬橋 512-1	S63.02.22 廃止
主一 2 - 7	新松戸 114-1	新松戸 7 丁目 246-1	N 5 (旧 B 交通)
主一 2 - 8	大谷口 356-16	新松戸 1 丁目 113-1	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 9	大金平 2 丁目 96-1	幸田 234-1	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 1 0	大金平 5 丁目 395	平賀 135-30	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 1 1	幸田 3 丁目 165	幸田 4 丁目 140	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 1 2	東平賀 241-2	中金杉 1 丁目 14	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 1 3	久保平賀 286-1	小金原 1 丁目 6-4	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 1 4	小金原 12-20	小金原 1 丁目 1-3	N 5 (旧 B 交通)
主一 2 - 1 5	二ツ木 198-1	小金原 4 丁目 11-5	N 5 (旧 B 交通)
主一 2 - 1 6	小金原 4 丁目 24-6	小金原 8 丁目 8-9	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 1 7	八ヶ崎 817-46	八ヶ崎 176-1	N 4 (旧 A 交通) ※
主一 2 - 1 8	小金原 6 丁目 8-10	小金原 5 丁目 4-6	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 1 9	小金原 7 丁目 11-9	小金原 8 丁目 8-1	N 5 (旧 B 交通)
主一 2 - 2 0	金ヶ作 250-34	金ヶ作 301-26	N 5 (旧 B 交通)
主一 2 - 2 1	金ヶ作 270-20	金ヶ作 297-7	N 4 (旧 A 交通) ※
主一 2 - 2 2	六高台 4 丁目 91	高柳 1597-3	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 2 3	六高台 4 丁目 209	六高台 9 丁目 1-5	N 5 (旧 B 交通)
主一 2 - 2 4	五香六実 346-1	五香六実 280-12	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 2 5	五香六実 270-37	五香六実 275-4	N 5 (旧 B 交通)
主一 2 - 2 6	五香六実 255-188	五香六実 275-4	N 4 (旧 A 交通)

※一部特殊舗装・排水性舗装 (協議により復旧方法を定める)

舗装構成一覧表 主要幹線 2 級市道②

路線名	場 所		舗装構成区分 ※一部特殊舗装
	起 点	終 点	
主一 2 - 2 7	五香六実 180-10	五香六実 19-74	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 2 8	松飛台 44-1	五香六実 742-10	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 2 9	串崎新田 63-15	松飛台 265-1	N 5 (旧 B 交通)
主一 2 - 3 0	松飛台 391-3	松飛台 364	N 5 (旧 B 交通)
主一 2 - 3 1	田中新田 48-2	紙敷 107-2	N 5 (旧 B 交通) ※
主一 2 - 3 2	紙敷 734-3	紙敷 168-2	N 5 (旧 B 交通)
主一 2 - 3 3	河原塚 400-14	田中新田 51-5	N 5 (旧 B 交通)
主一 2 - 3 4	牧の原 749-8	牧の原 33	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 3 5	五香六実 5-29	牧の原 98	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 3 6	牧の原 435-15	牧の原 435-19	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 3 7	牧の原 2-65	牧の原 7-243	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 3 8	常盤平 5 丁目 23-1	常盤平 1	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 3 9	常盤平陣屋前 9-1	常盤平 17-15	N 4 (旧 A 交通) ※
主一 2 - 4 0	常盤平西窪町 7-14	常盤平柳町 16-3	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 4 1	常盤平柳町 1-1	常盤平柳町 9-8	N 5 (旧 B 交通)
主一 2 - 4 2	常盤平柳町 26-1	金ヶ作 120-9	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 4 3	八ヶ崎 225-1	金ヶ作 225-2	N 5 (旧 B 交通)
主一 2 - 4 4	八ヶ崎 608-5	千駄堀 16-1	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 4 5	千駄堀 6-2	上本郷 4090-1	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 4 6	金ヶ作 45-4	日暮 359	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 4 7	松戸新田 578-9	松戸新田 577-70	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 4 8	松戸新田 270-13	仲井町 2 丁目 49	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 4 9	胡録台 362-2	仲井町 3 丁目 1	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 5 0	南花島 1 丁目 6-7	上本郷 1 丁目 3125	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 5 1	馬橋 1880-3	上本郷 1 丁目 3101	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 5 2	馬橋 1923-1	千駄堀 1558	N 4 (旧 A 交通)

※一部特殊舗装・排水性舗装（協議により復旧方法を定める）

舗装構成一覽表 主要幹線 2 級市道③

路線名	場 所		舗装構成区分
	起 点	終 点	※一部特殊舗装
主一 2 - 5 3	上本郷 2 丁目 3660	上本郷 3 丁目 4391-2	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 5 4	北松戸 2 丁目 3-9	中和倉 582	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 5 5	古ヶ崎 4 丁目 3579	北松戸 1 丁目 2-7	N 4 (旧 A 交通) ※
主一 2 - 5 6	栄町 6 丁目 460-2	栄町西 4 丁目 1249-4	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 5 7	馬橋 410-2	栄町西 3 丁目 1128-5	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 5 8	小山 222-1	主水新田 473-1	S63.02.22 廃止
主一 2 - 5 9	古ヶ崎 882-1	新松戸 7 丁目 422-3	S63.02.22 廃止
主一 2 - 6 0	古ヶ崎 860-3	新松戸 4 丁目 1	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 6 1	古ヶ崎 3 丁目 3312-2	上本郷 719-1	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 6 2	南花島 2 丁目 31-1	南花島 162-1	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 6 3	古ヶ崎 69	樋野口 680	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 6 4	本町 20-2	樋野口 938	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 6 5	本町 4-11	松戸 1306-2	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 6 6	松戸 2 丁目 1834-12	松戸 1307-1	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 6 7	小山 301-1	上矢切 465	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 6 8	胡録台 353-1	松戸 1134-1	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 6 9	野菊野 8	松戸新田 11	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 7 0	二十世紀が丘戸山町 233	松戸新田 59-8	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 7 1	和名ヶ谷 1008-6	和名ヶ谷 549-1	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 7 2	稔台 464-1	稔台 480-1	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 7 3	稔台 268-4	稔台 1014-1	N 5 (旧 B 交通)
主一 2 - 7 4	稔台 314-1	稔台 326	N 5 (旧 B 交通)
主一 2 - 7 5	稔台 99-3	稔台 1134-5	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 7 6	日暮 351-9	稔台 673	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 7 7	日暮 246	五香六実 4-38	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 7 8	日暮 7 丁目 9	稔台 676-5	N 4 (旧 A 交通)

※一部特殊舗装・排水性舗装（協議により復旧方法を定める）

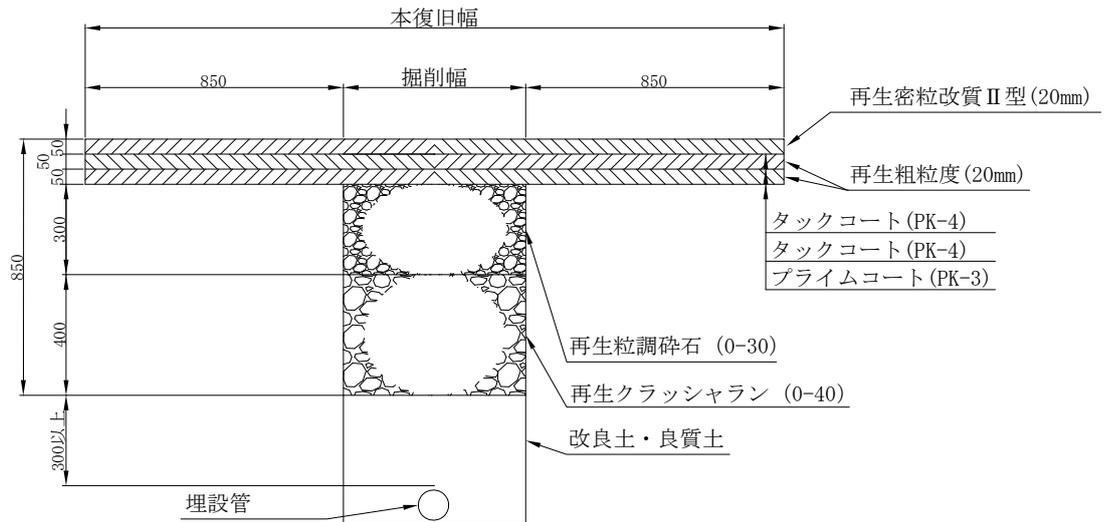
舗装構成一覧表 主要幹線 2 級市道④

路線名	場 所		舗装構成区分 ※一部特殊舗装
	起 点	終 点	
主一 2 - 7 9	紙敷 994-1	和名ヶ谷 748-1	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 8 0	高塚新田 411-4	紙敷 1170-1	廃止
主一 2 - 8 1	高塚新田 410-1	高塚新田 529-3	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 8 2	秋山 203-3	秋山 419-1	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 8 3	高塚新田 612-27	高塚新田 569-1	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 8 4	秋山 754-4	秋山 468-1	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 8 5	秋山 629	大橋 185-1	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 8 6	大橋 832	大橋 279-1	N 4 (旧 A 交通) ※
主一 2 - 8 7	紙敷 1550	紙敷 1193-1	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 8 8	和名ヶ谷 1415-2	稔台 1134-2	N 4 (旧 A 交通) ※
主一 2 - 8 9	二十世紀が丘美野里町 239	三矢小台 4 丁目 22-1	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 9 0	三矢小台 5 丁目 26-1	三矢小台 4 丁目 2-4	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 9 1	三矢小台 2 丁目 95	三矢小台 4 丁目 8-7	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 9 2	中矢切 589-8	中矢切 368-1	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 9 3	下矢切 50-1	栗山 651-1	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 9 4	小山 597-2	栗山 348-2	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 9 5	下矢切 750	下矢切 798-1	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 9 6	小山 222-1	栄町西 4 丁目 1153-1	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 9 7	古ヶ崎 822-1	横須賀 727-1	N 4 (旧 A 交通)
主一 2 - 9 8	横須賀 553	馬橋 512-1	N 5 (旧 B 交通) ※
主一 2 - 9 9	紙敷 1 丁目 14-1	紙敷 1 丁目 24	N 5 (旧 B 交通)
主一 2 - 1 0 0	秋山 119-1	秋山 164	N 5 (旧 B 交通)
主一 2 - 1 0 1	高塚新田 411-7	紙敷 1171-1	N 5 (旧 B 交通)

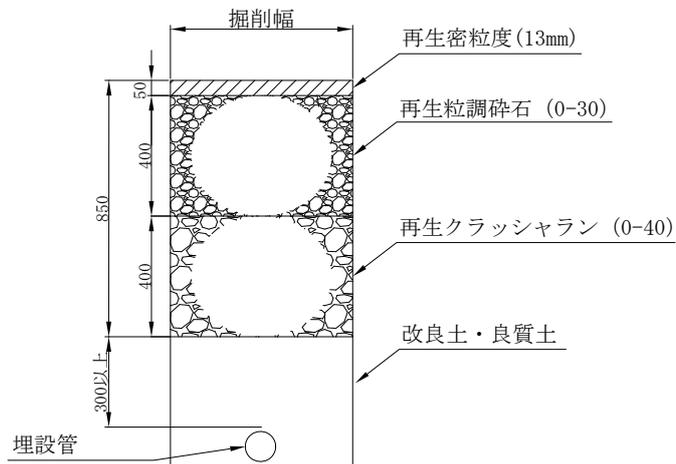
※一部特殊舗装・排水性舗装（協議により復旧方法を定める）

松戸主1 (交通区分：N6・旧C交通)

本復旧



仮復旧



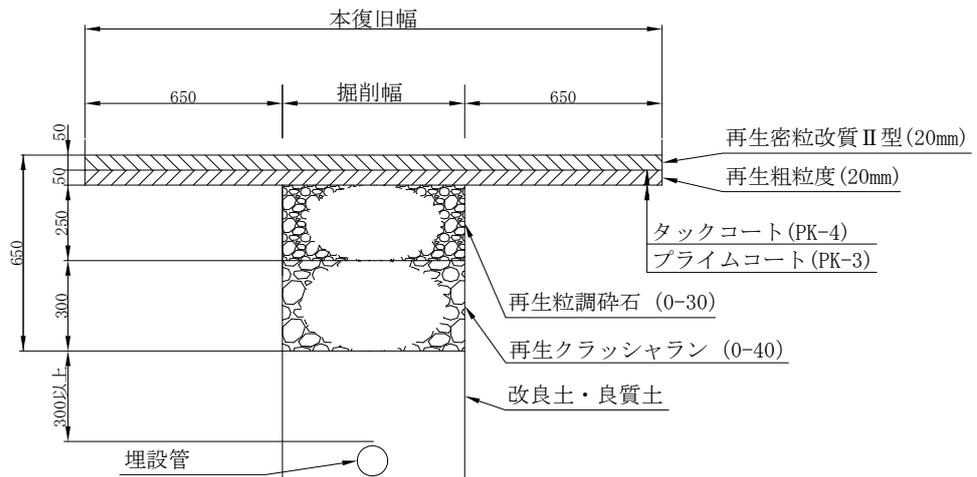
* 占用物の埋設深さ等は、別途定める基準による。

* 上層路盤の仕上がり厚は1層15cm以下、下層路盤の仕上がり厚は1層20cm以下とする。

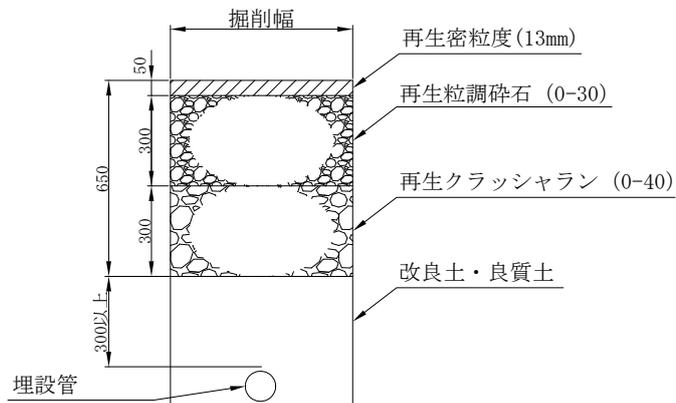
注 既設表層舗装との接合は合材接着テープ等により十分に接合させること。

松戸主1 (交通区分：N5・旧B交通)

本復旧



仮復旧



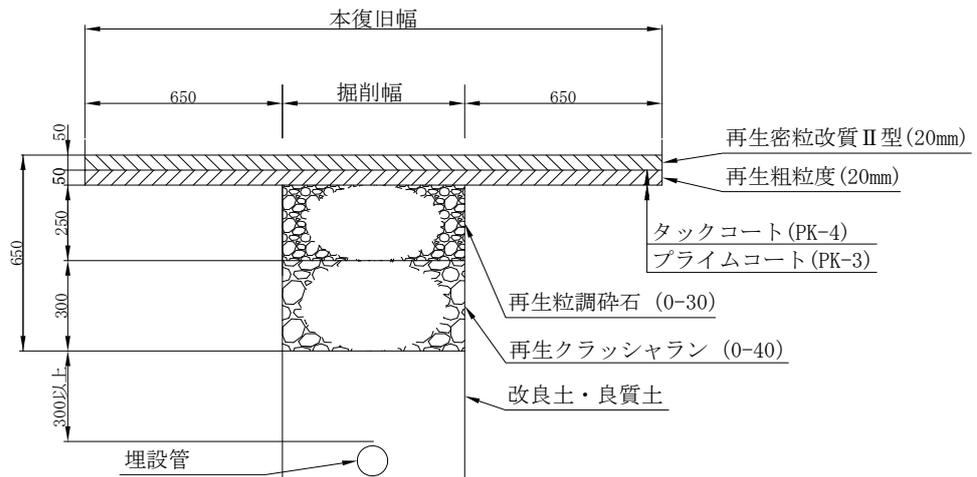
* 占用物の埋設深さ等は、別途定める基準による。

* 上層路盤の仕上がり厚は1層15cm以下、下層路盤の仕上がり厚は1層20cm以下とする。

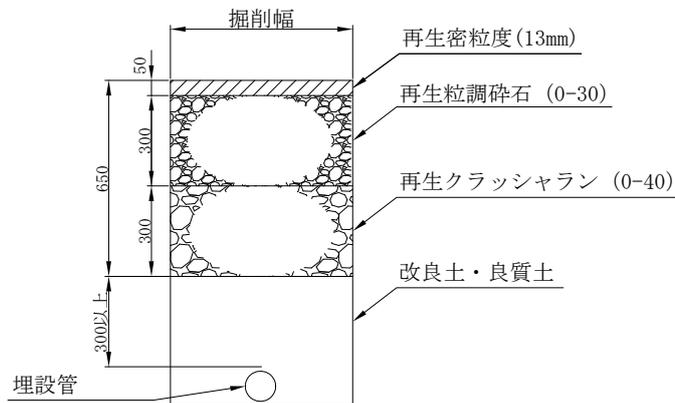
注 既設表層舗装との接合は合材接着テープ等により十分に接合させること。

松戸主2 (交通区分：N5・旧B交通)

本復旧



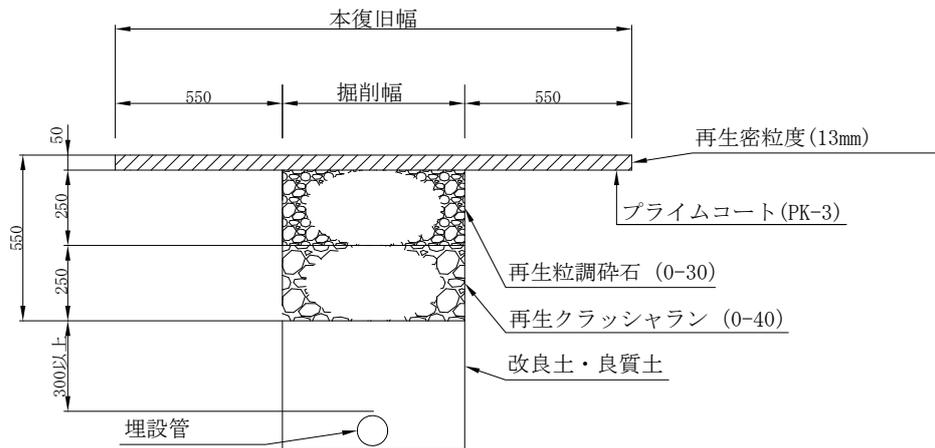
仮復旧



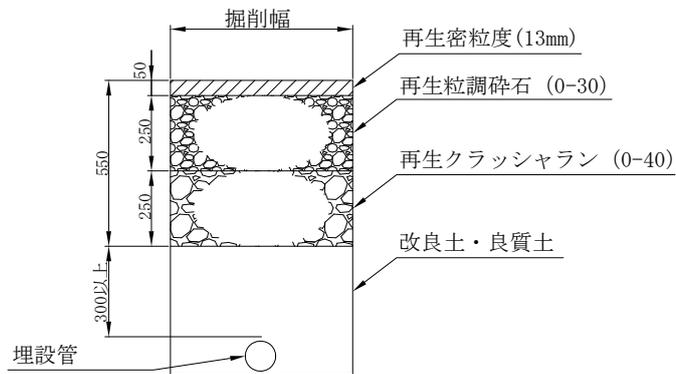
- * 占用物の埋設深さ等は、別途定める基準による。
 - * 上層路盤の仕上がり厚は1層15cm以下、下層路盤の仕上がり厚は1層20cm以下とする。
- 注 既設表層舗装との接合は合材接着テープ等により十分に接合させること。

松戸主2 (交通区分：N4・旧A交通)

本復旧



仮復旧

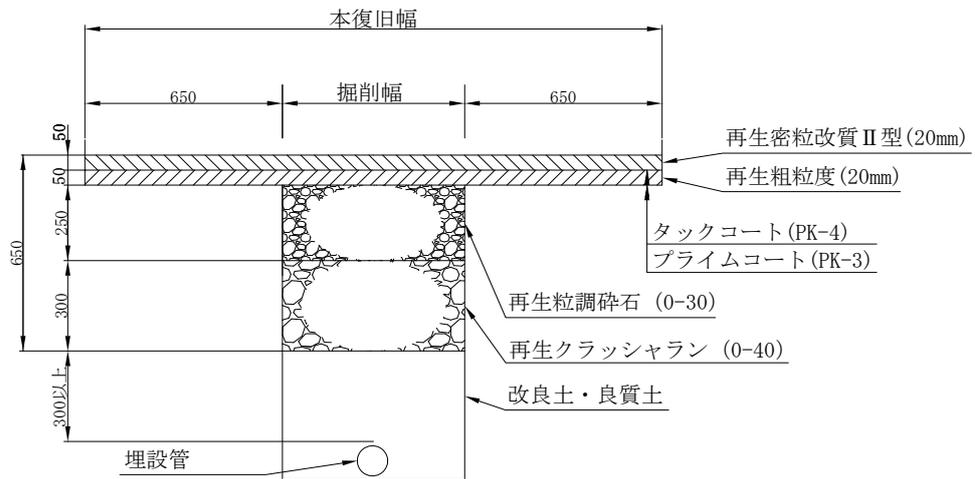


- * 占用物の埋設深さ等は、別途定める基準による。
 - * 上層路盤の仕上がり厚は1層15cm以下、下層路盤の仕上がり厚は1層20cm以下とする。
- 注 既設表層舗装との接合は合材接着テープ等により十分に接合させること。

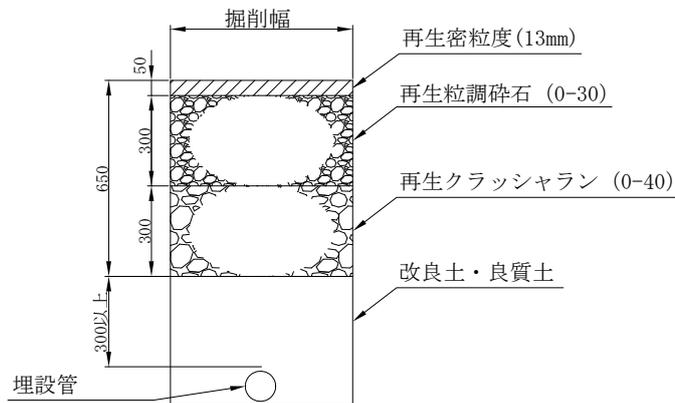
松戸市一般 (交通区分：N5・旧B交通)

(工業専用地域・準工業地域)

本復旧



仮復旧



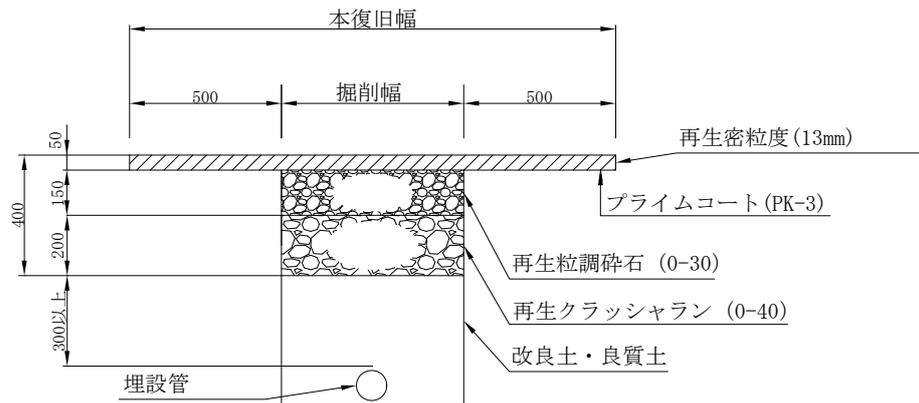
* 占用物の埋設深さ等は、別途定める基準による。

* 上層路盤の仕上がり厚は1層15cm以下、下層路盤の仕上がり厚は1層20cm以下とする。

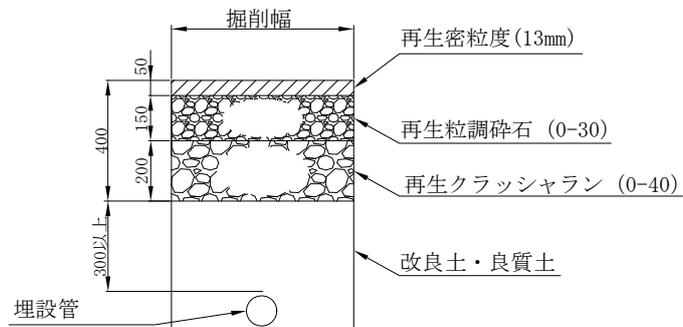
注 既設表層舗装との接合は合材接着テープ等により十分に接合させること。

松戸市一般 (交通区分：N3・旧L交通)

本復旧



仮復旧

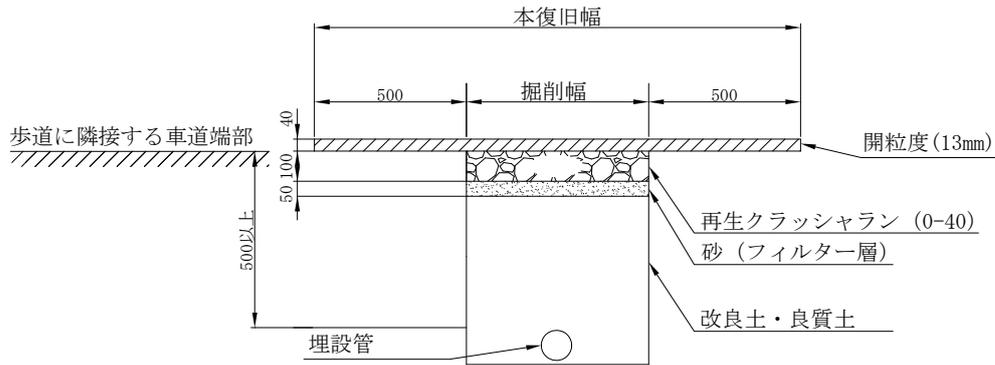


* 占用物の埋設深さ等は、別途定める基準による。

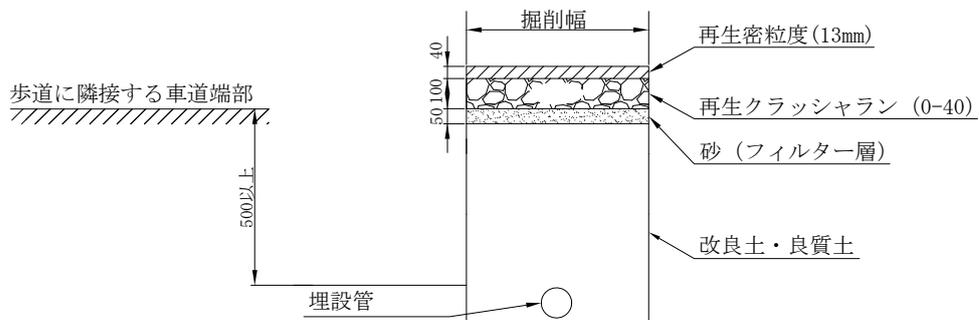
注 既設表層舗装との接合は合材接着テープ等により十分に接合させること。

松戸市普通歩道 アスファルト舗装(一般部)

本復旧



仮復旧



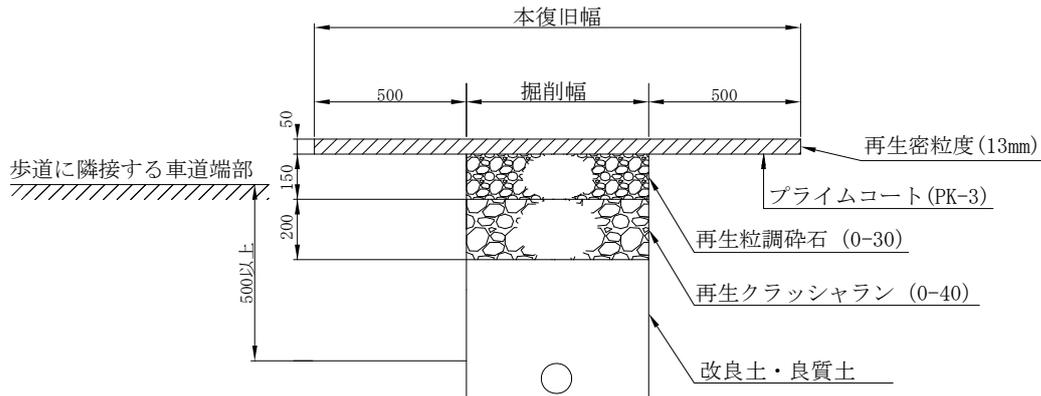
* 占用物の埋設深さ等は、別途定める基準による。

注 横断復旧は幅2mを最小とし、全幅員とする。

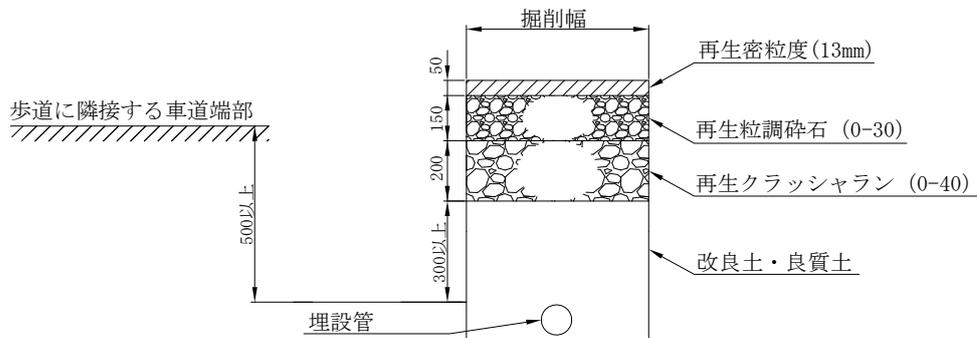
松戸市普通歩道 アスファルト舗装

(車両出入口部 車両の出入りが比較的少ない箇所)

本 復 旧



仮 復 旧



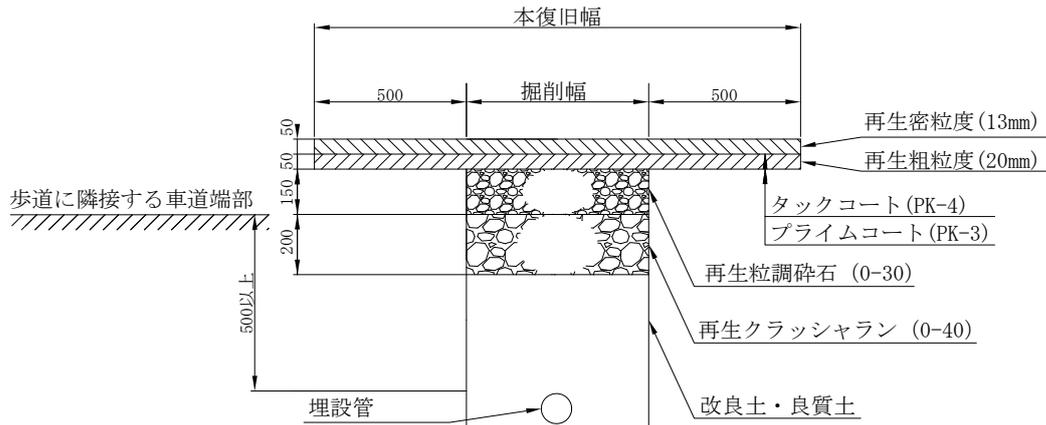
* 占用物の埋設深さ等は、別途定める基準による。

注 横断復旧は幅2mを最小とし、全幅員とする。

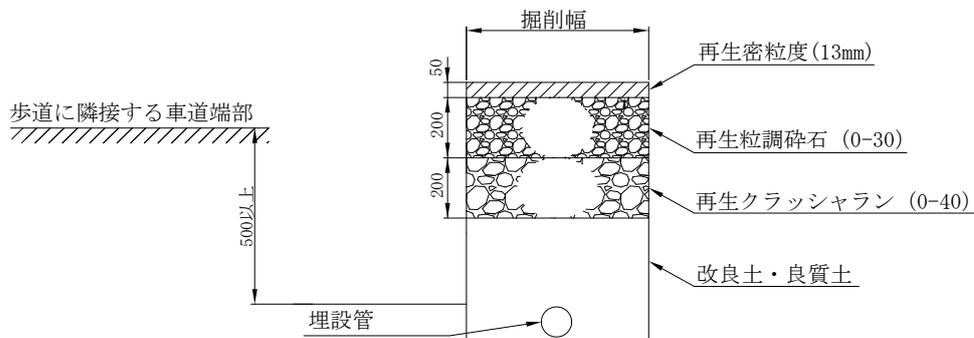
松戸市普通歩道 アスファルト舗装

(車両出入口部 不特定多数の出入庫がある箇所)

本 復 旧



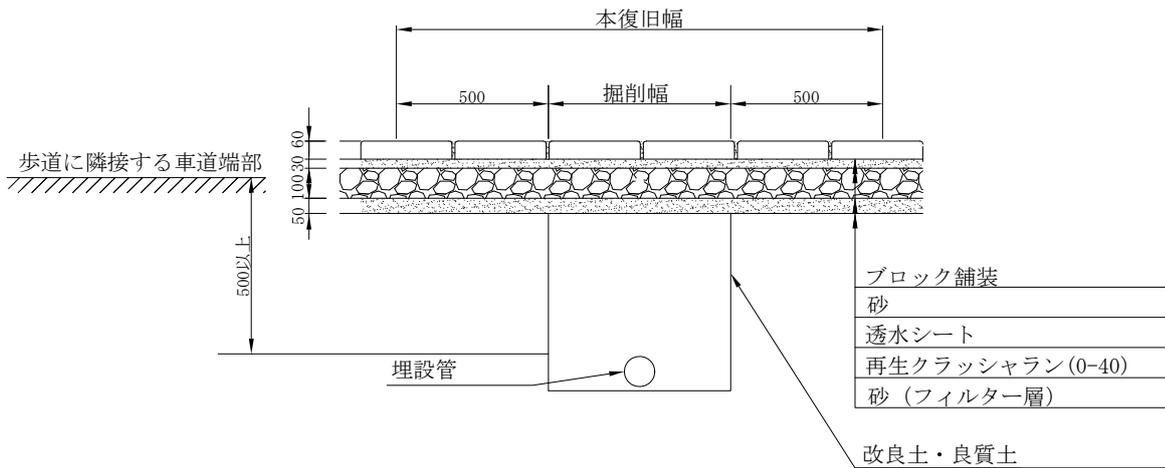
仮 復 旧



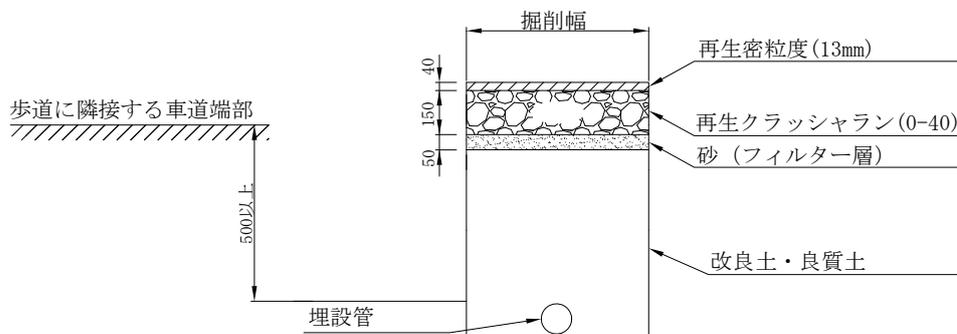
- * 占用物の埋設深さ等は、別途定める基準による。
 - * 上層路盤の仕上がり厚は1層15cm以下、下層路盤の仕上がり厚は1層20cm以下とする。
- 注 横断復旧は幅2mを最小とし、全幅員とする。

松戸市普通歩道ブロック舗装（一般部）

本復旧



仮復旧



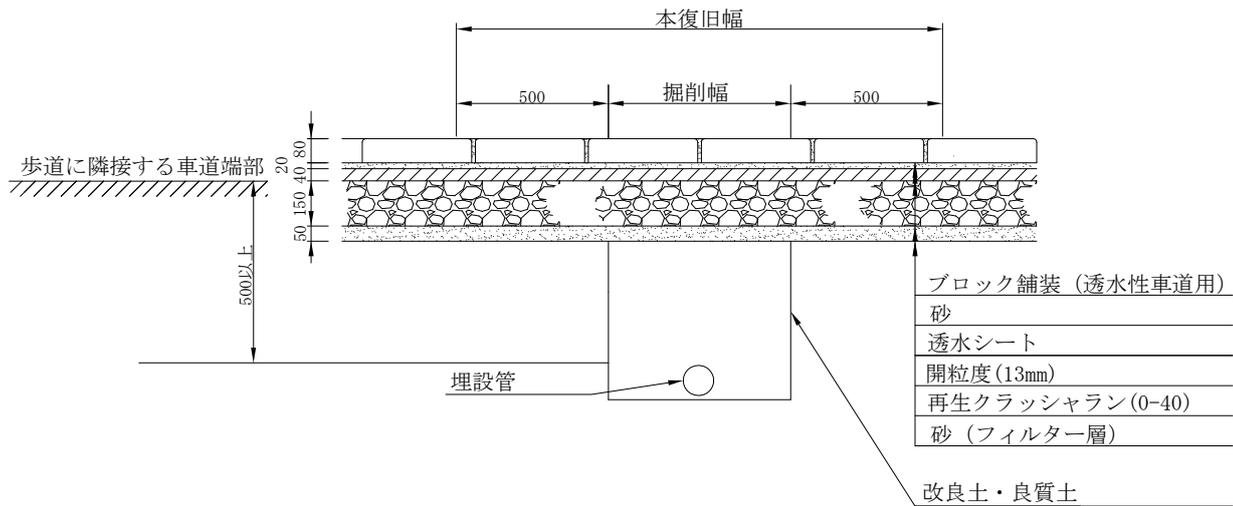
* 占用物の埋設深さ等は、別途定める基準による。

* 本復旧は掘削部から0.5mを最小の影響幅とする

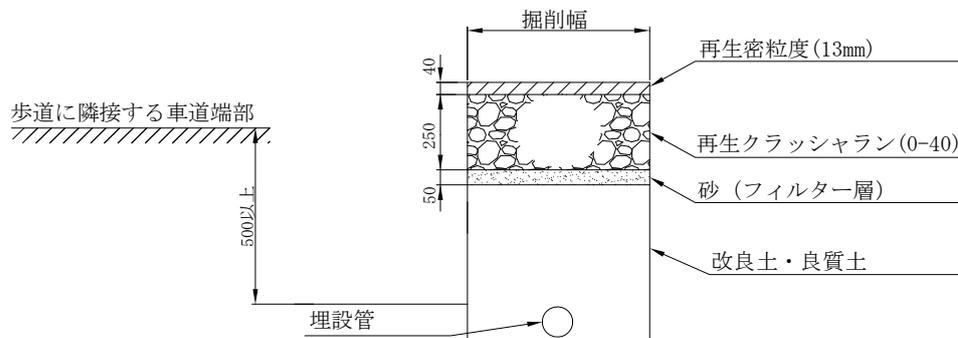
注 舗装の絶縁部までの残存幅員が1.2m未満の場合は残留部分も含めて復旧すること。

松戸市普通歩道 ブロック舗装（車両出入口部）

本復旧



仮復旧



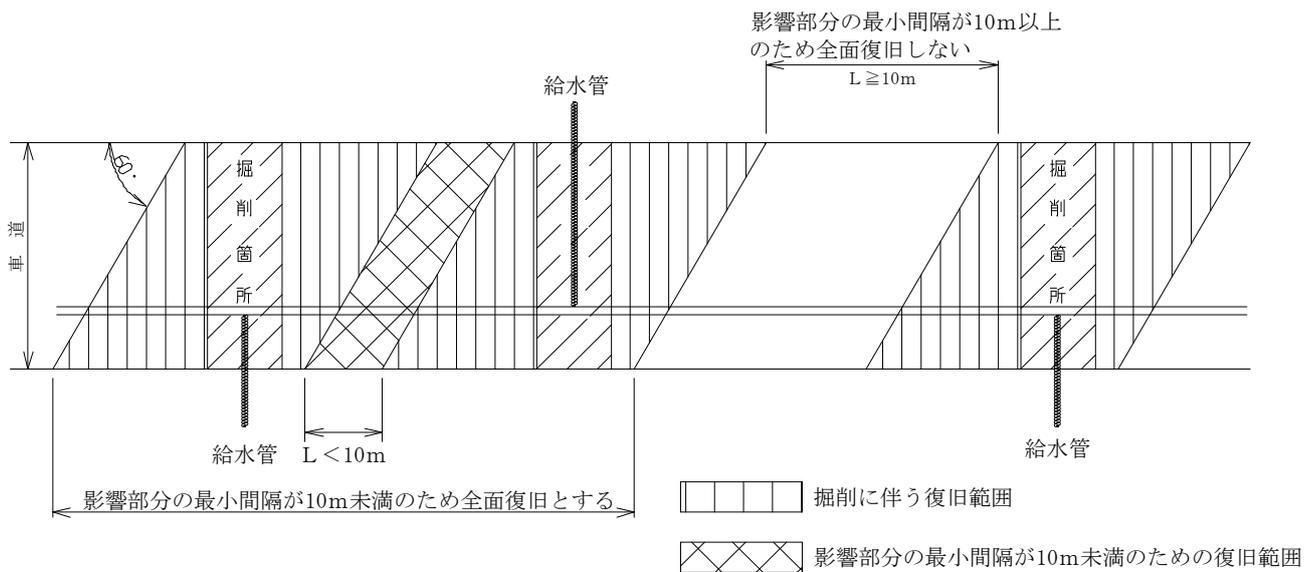
- * 占用物の埋設深さ等は、別途定める基準による。
 - * 上層路盤の仕上がり厚は1層15cm以下、下層路盤の仕上がり厚は1層20cm以下とする。
 - * 本復旧は掘削部から0.5mを最小の影響幅とする
- 注 舗装の絶縁部までの残存幅員が1.2m未満の場合は残留部分も含めて復旧すること。

(別表) 松戸市道路工事等復旧範囲適用表

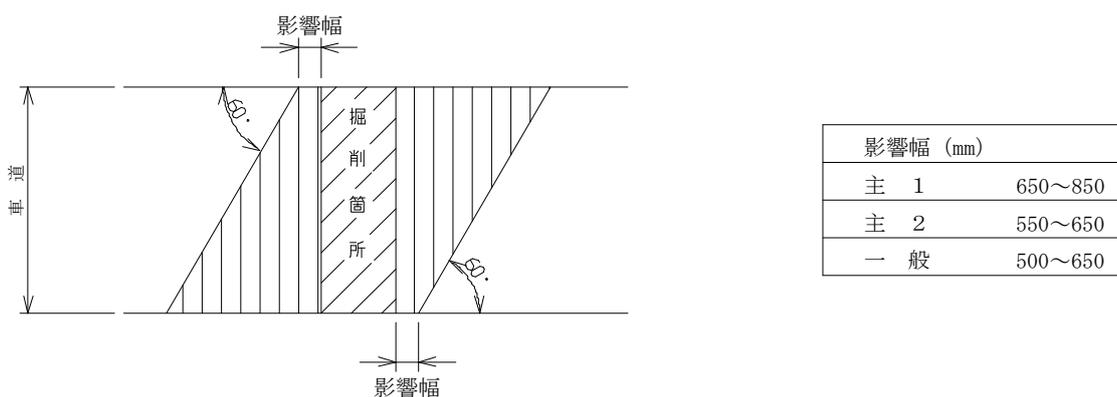
道 路 工 事		適用図	
車道復旧範囲 (横断)	幅員 5 m 未満	横断占有が連続する場合の本復旧施工例 掘削幅が狭い場合の本復旧施工例	適用図①
	幅員 5 m 以上	横断占有が連続する場合の本復旧施工例 掘削幅が狭い場合の本復旧施工例	適用図②
コンクリート舗装		すべり止めリングを行う構造	適用図③
マウントマップ形式の歩道での 車両乗入れ構造 (歩道切下げ)	歩道内においてすり付けを行う構造		適用図④
	植樹帯等の幅員を活用してすり付けを行う構造 (植樹帯の範囲内ですり付けを行う場合)		適用図⑤
	歩道の全面切下げを行う構造 (歩道幅員が狭い場合)		適用図⑥
道路附属物の改良に伴う アスファルト復旧範囲	落蓋式U字溝・L型側溝		適用図⑦
	単柱基礎・マンホール蓋交換		適用図⑧

車道本復旧施工図(横断) 占用適用図 (幅員 5 m未満)

横断占用が連絡する場合の本復旧施工例



掘削幅が狭い場合の本復旧施工例



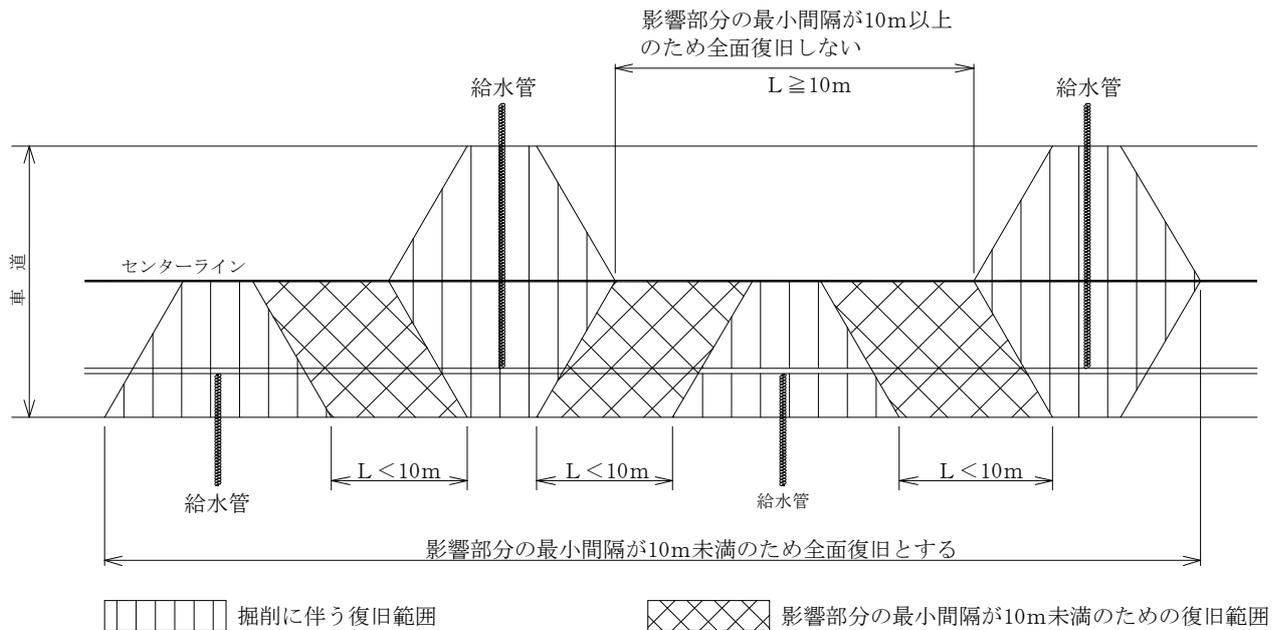
* 同一路線で他の工事と競合する場合の舗装本復旧は最終の施工者を定め、路面の舗装継目が最小になるよう一面整備とする。

注 道路付属物等の改築に伴うアスファルト復旧においても適用する。

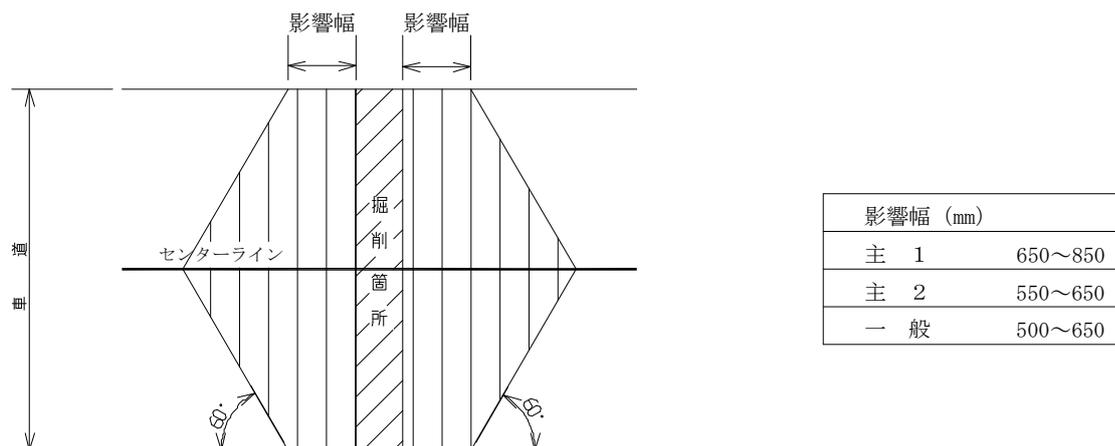
また、交差点及び道路形状が特殊な場合は、別途協議により決定する。

車道本復旧施工図(横断) 占用適用図 (幅員 5 m以上)

横断占用が連絡する場合の本復旧施工例



掘削幅が狭い場合の本復旧施工例



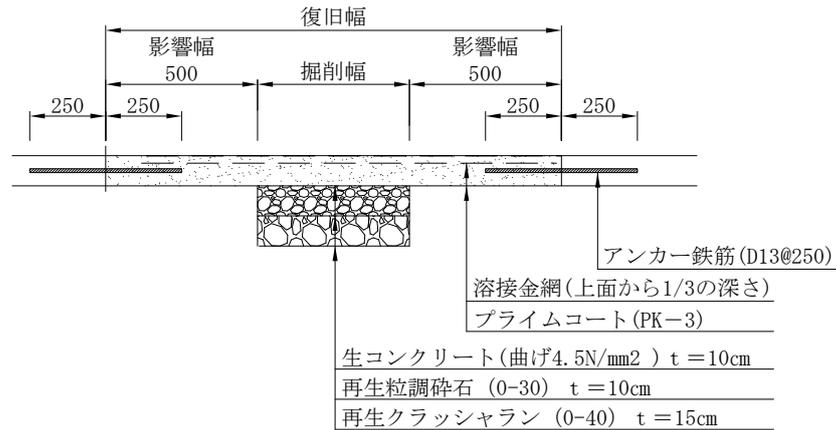
* 同一路線で他の工事と競合する場合の舗装本復旧は最終の施工者を定め、路面の舗装継目が最小になるよう一面整備とする。

注 道路付属物等の改築に伴うアスファルト復旧においても適用する。

また、交差点及び道路形状が特殊な場合は、別途協議により決定する。

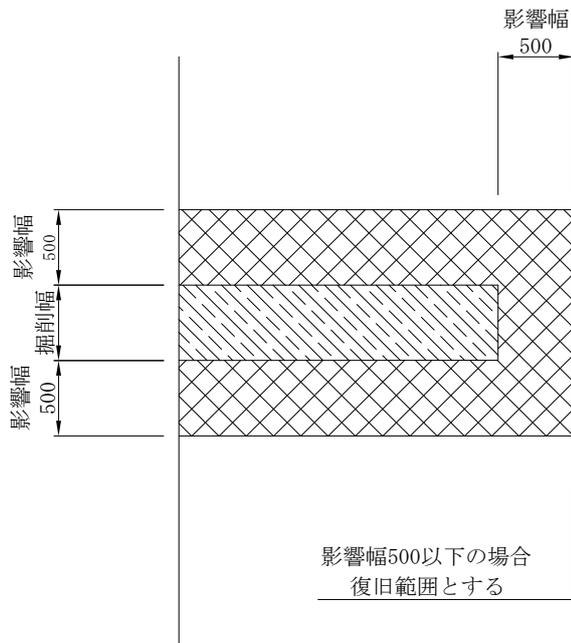
コンクリート舗装 (すべり止めリング) 復旧範囲等

断面図

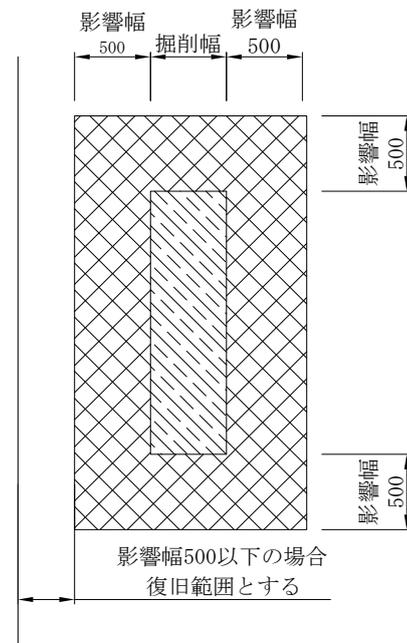


○型ゴムリングの基本的な配置については、現状復旧とする。

復旧平面図 (横断掘削)



復旧平面図 (縦断掘削)



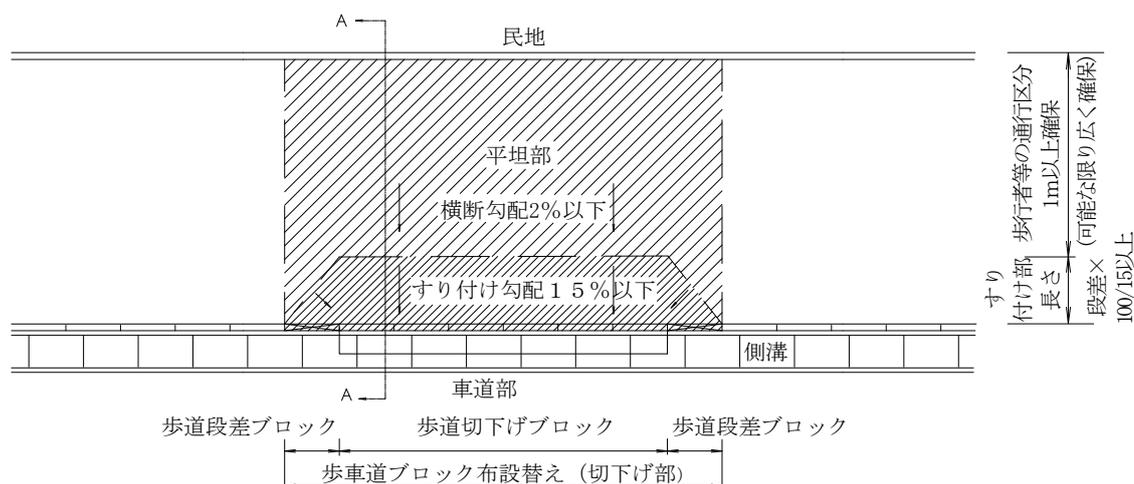
 掘削範囲及び復旧範囲

 アスファルト復旧範囲

マウントアップ形式歩道での車両乗入れ構造

① 歩道内においてすり付けを行う構造

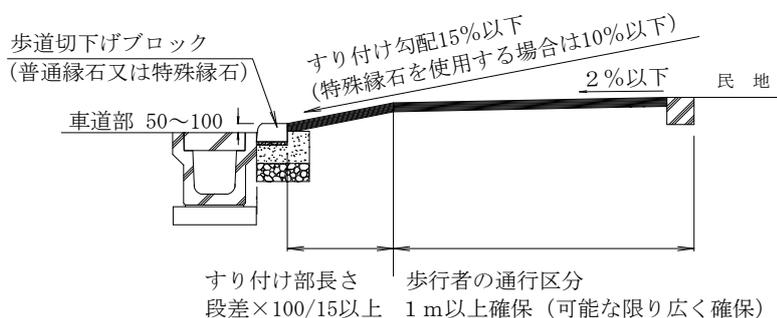
平面図



正面図



A-A断面



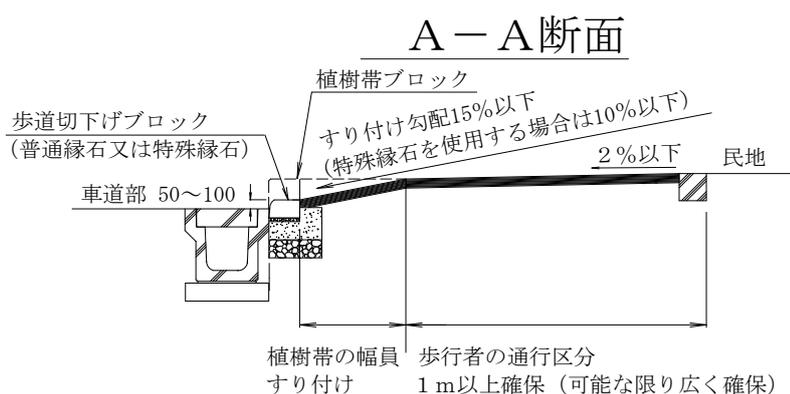
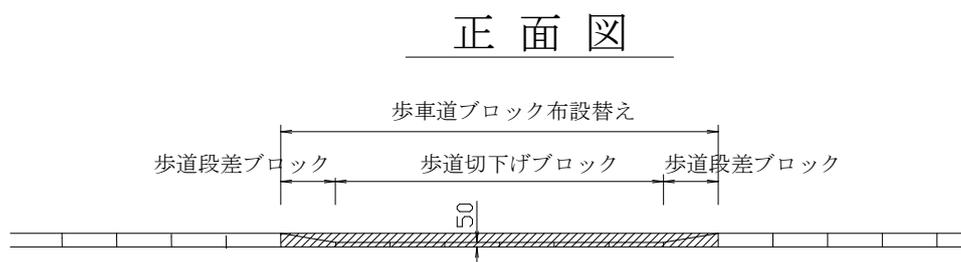
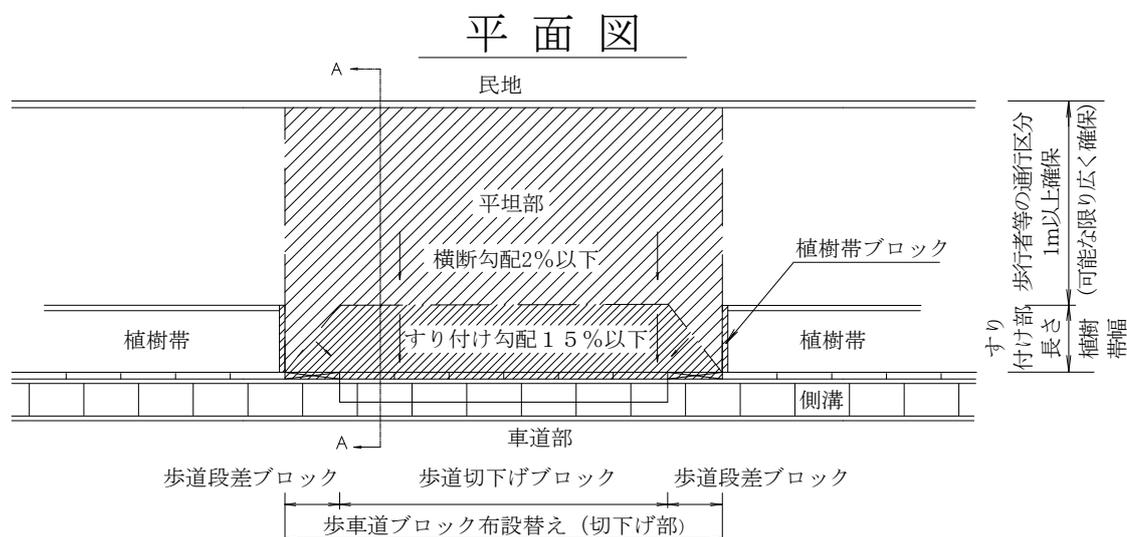
* 特殊緑石を使用する場合のすり付け勾配は10%以下とする。

(普通緑石は段差5cm、特殊緑石は段差8~10cm)

注 車道部の側溝形態が上図と異なる場合や歩道側溝がある場合等
道路形状が特殊な場合は、別途協議により決定する。

マウントアップ形式歩道での車両乗入れ構造

② 植樹帯等の幅員を活用してすり付けを行う構造



* 特殊緑石を使用する場合のすり付け勾配は10%以下とする。

(普通緑石は段差5cm、特殊緑石は段差8~10cm)

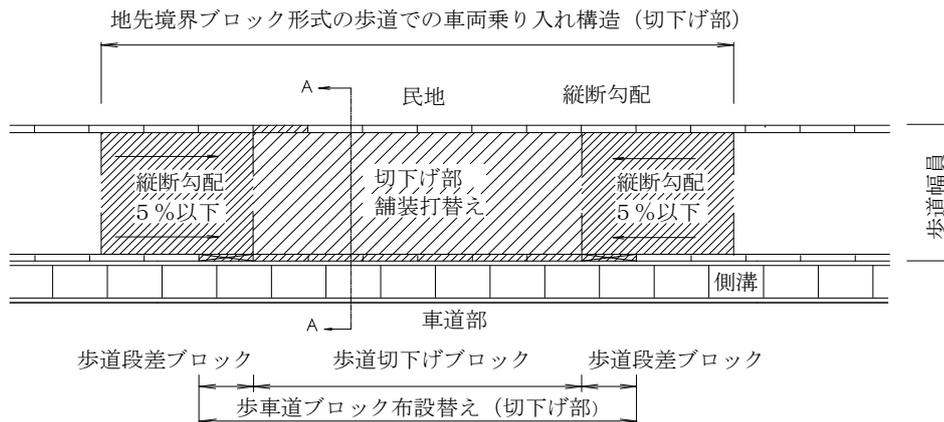
* 車道部の側溝形態が上図と異なる場合や歩道側溝がある場合等道路形状が特殊な場合は、別途協議により決定する。

注 植栽の移植については、別途申請が必要となります。

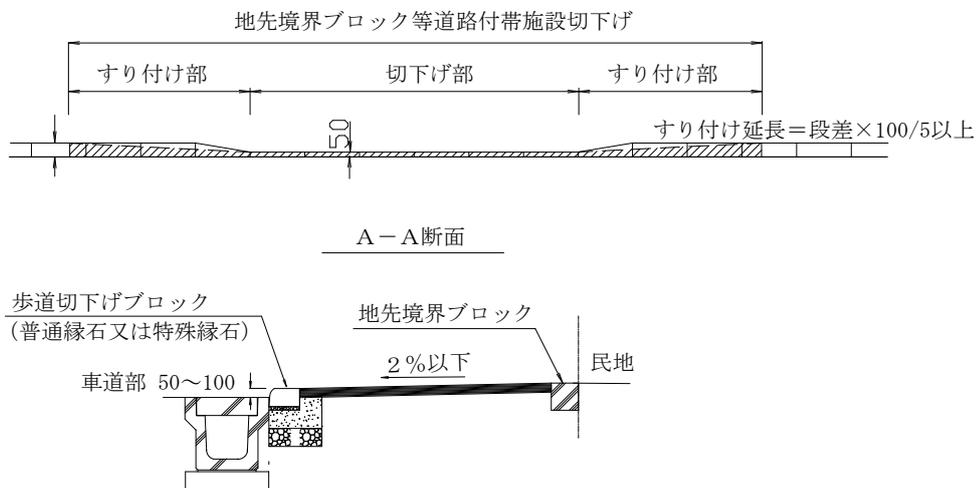
マウントアップ形式歩道での車両乗入れ構造

③ 歩道の全面切下げを行う構造（歩道幅員が狭い場合）

平面図



正面図



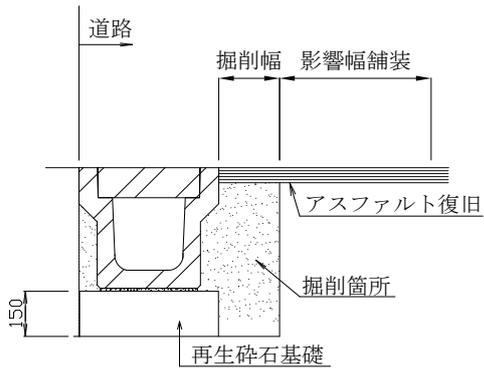
* 車道部の側溝形態が上図と異なる場合や歩道側溝がある場合等道路形状が特殊な場合は、別途協議により決定する。

* すり付け勾配について、やむを得ない場合は別途協議により決定とする。

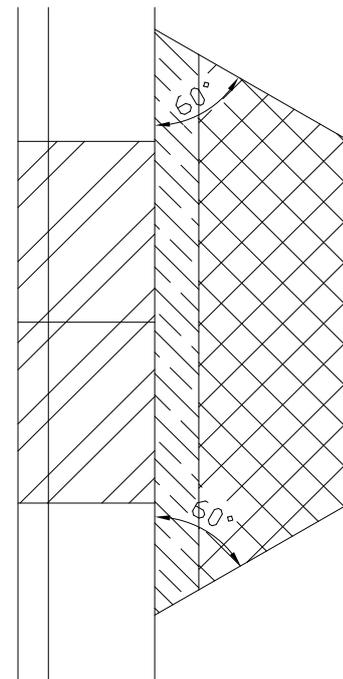
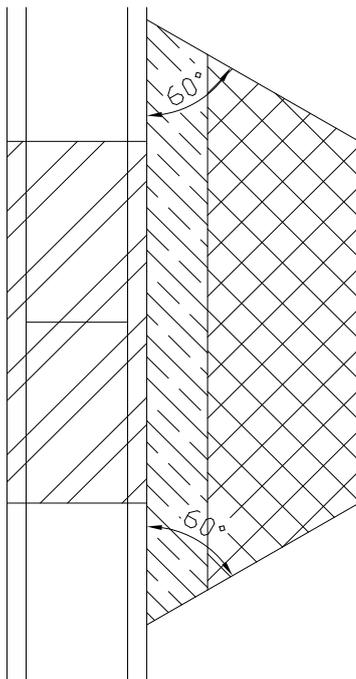
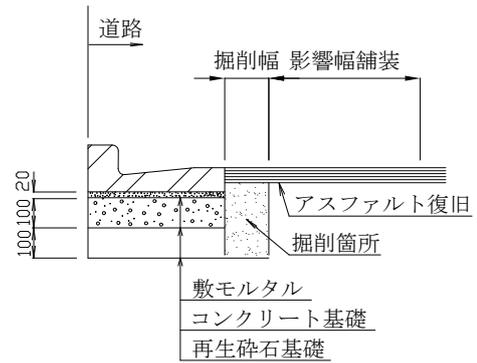
注 歩道全面切下げに伴い、敷地に接する地先ブロック等の道路付帯施設についても切下げが必要となります。

道路付属物の改築に伴うアスファルト復旧範囲

落蓋式U字構



L型側溝



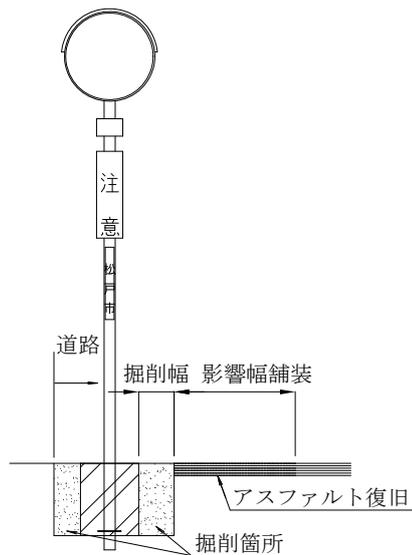
-  構造物改築範囲
-  構造物改築に伴う掘削範囲及びアスファルト復旧範囲
-  アスファルト復旧範囲

注 掘削を行わない場所についても、影響幅の舗装は行うものとする。

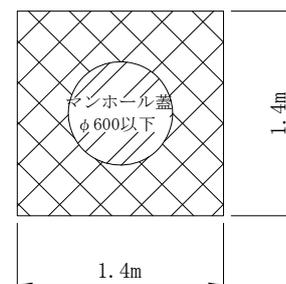
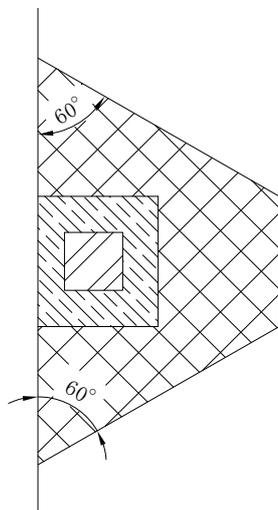
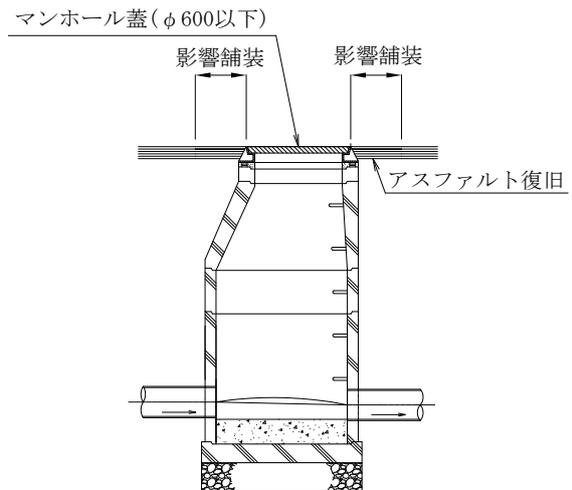
現場打ちのコンクリートについては、別途協議のうえ決定する。

道路付属物の改築に伴うアスファルト復旧範囲

単柱基礎



マンホール蓋交換



- 構造物改築範囲
- 構造物改築に伴う掘削範囲及びアスファルト復旧範囲
- アスファルト復旧範囲

注 掘削を行わない場所についても、影響幅の舗装は行うものとする。
現場打ちのコンクリートについては、別途協議のうえ決定する。

車両出入口部

(車両出入口部)

- 1 歩道部分の車両出入口の切り下げ幅は、自動車の利用状況に応じて次の基準により設置するものとする。

区分	車種別区分				切り下げ幅 (フラット長)
	総重量	車種	幅	長	
A	0～1 t	軽自動車	1.3m未満	3.0m未満	1.8m
B	1～4.5 t	乗用車・小型トラック等	1.3m～ 2.5m未満	3.0m～ 5.0m未満	3.6m
C	4.5 t以上	普通貨物トラック等	2.0m～ 2.5m未満	7.5m未満	6.0m
D	同上	同上	同上	10.0m未満	7.2m
E	同上	同上	同上	12.0m未満	9.0m

(注) 現場の状況並びにその他特別な理由により上記によりがたい場合には車両の軌跡図から現地の状況等を考慮の上、定めるものとする。

(車両乗入れ部の設置箇所)

- 2 車両乗入れ部の設置箇所は、原則として以下に掲げる場所には設けてはならないものとする。
- (1) 横断歩道及び前後 5m以内の部分。
 - (2) トンネル等の前後各 50m以内の部分。
 - (3) バス停留所、バス停車帯の部分。ただし、停留所を表示する標柱又は標示板のみの場合は、その位置から前後 10m以内の部分。
 - (4) 地下道の出入口及び横断歩道橋の昇降口から 5m以内の部分。
 - (5) 交差点（総幅員 7m以上の道路の交差する交差点をいう。）及び交差点の側端又は道路の曲がり角から 5m以内の部分。ただし、T字型交差点のつきあたりの部分を除く。
 - (6) 橋の部分。
 - (7) 防護柵及び駒止めの設置されている部分。ただし、交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く。
 - (8) 交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする部分。ただし、道路管理者及び施設管理者が移転を認めた場合は除く。

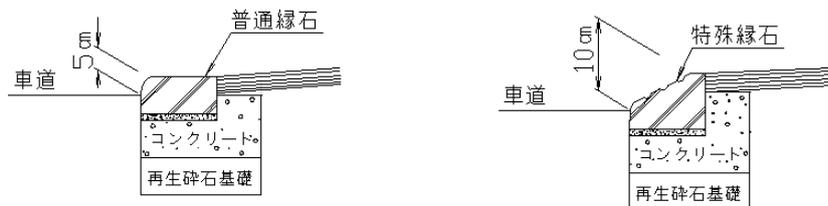
(車両乗入れ部の構造)

- 3 マウントアップ形式における車両乗入れ部の構造は、別表及び適用図に従い

行うものとする。なお、特にやむを得ない場合やその他特別な理由によりよりがたい場合には、道路管理者と協議し決定するものとする。

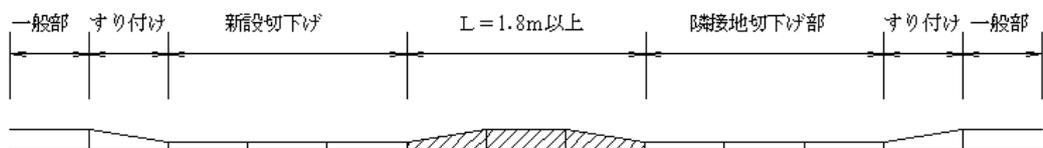
- (1) 出入口切下げ区間の縁石は路面からマウントアップ型は 5 cmか 10 cmとする。

マウントアップ型



- (2) 車両出入口の設置箇所数は、1敷地1箇所を原則とする
 (3) 新たに設置しようとする出入口が隣接地の既設出入口と近接する場合は、出入口間隔を原則 1.8m以上とする。

正面図



- (4) 車両出入口の角度は、原則として道路に対し直角とする。ただし、土地利用計画、現地の状況等を考慮の上、必要最小限の範囲で定めるものとする。
 (5) 直角駐車連続した配置の場合の最大切下げ幅は、原則として 6 m 以下とする。
 (6) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成 18 年法律第 91 号) による構造に配慮するものとする。
 (7) 不要となった車両乗入れ部は、歩車道境界ブロック、舗装並びに道路附属物(横断防止柵他)を普通歩道(一般部)の構造に復旧する。